

総社市告示第23号

総社市浄化槽修繕費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和5年3月23日

総社市長 片岡聰一

総社市浄化槽修繕費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住の促進及び空き家の有効な利活用並びに生活排水による水質汚濁の防止を図るため、空き家を取得して浄化槽の修繕を行う者に対し、予算の範囲内において総社市浄化槽修繕費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 主に居住の用に供する建物又は小規模な店舗その他これに類するものを併設し、かつ、床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (2) 空き家 居住の用に供しなくなつてから1年以上が経過している住宅をいう。
- (3) 浄化槽 総社市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年総社市告示第62号。以下「設置要綱」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、設置後10年を経過している10人槽以下のものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、設置要綱第3条に規定する補助対象地域において行う浄化槽の修繕（浄化槽、ばつ気装置（ブロワを含む。）及び管きょ等の1万円以上の修繕（浄化槽の更新を含む。）をいう。）とする。ただし、既存の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃して浄化槽を設置するものを除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、購入又は相続等により取得した空き家（賃貸又は販売等を目的としたものを除く。）に対して補助事業を行う者であつて、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市に転入し、補助事業を行う空き家に居住する者であること。
- (2) 空き家の取得後6月を経過していない者であること。
- (3) 交付決定を受けた年度内に補助事業を完了する見込みのある者であること。
- (4) 取得する空き家の持分が2分の1（配偶者の持分を含む。）以上ある者であること。
- (5) 世帯に総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団員等がない者であること。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助対象経費は、補助事業に要する経費から、同一の修繕における総社市空き家リフォーム助成金交付要綱（平成31年総社市告示第17号）第5条第1項に規定する対象経費（同告示により交付の決定を受けた助成金の算定の基礎となる経費に限る。）及び設置要綱により交付の決定を受けた補助金の額を除して得た額とし、工事業者が施工する経費に限るものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の空き家に対して1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を行う前に総社市浄化槽修繕費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 空き家の建物登記事項証明書の写し
- (3) 補助事業に係る見積明細書の写し
- (4) 空き家の位置図
- (5) 補助事業の内容が分かる図面
- (6) 補助事業前の浄化槽の写真

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、総社市浄化槽修繕費補助金交付（不交付）決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請等)

第8条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、総社市浄化槽修繕費補助金変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。

2 市長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査し、適正と認めるときは、総社市浄化槽修繕費補助金交付変更（中止・廃止）承認通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業完了後、速やかに総社市浄化槽修繕実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 居住開始日以降に交付された世帯全員の住民票の写し

(2) 補助事業に係る領収書及び明細書の写し

(3) 補助事業後の浄化槽の写真

(4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（交付決定者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができるることを証明する書類）

(5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第11条に規定する検査に係る検査依頼書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、補助金の額を確定し、総社市浄化槽修繕費補助金確定通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、総社市浄化槽修繕費補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定者の責務)

第12条 交付決定者は、市長から補助事業の進捗状況の報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

2 交付決定者は、浄化槽の機能を常に良好な状態で保持するため、浄化槽法に基づく保守点検及び清掃を定期的に行う等、適切な維持管理をしなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ないと認める場合を除き、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、総社市浄化槽修繕費補助金交付決定取消（返還）決定通知書により通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。